

群馬県立産業技術センター複写サービス単価契約書(案)

群馬県立群馬産業技術センター所長 加部 重好 (以下、「甲」という。)と _____
(以下、「乙」という。)とは、下記の条項により複写サービスに関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が甲に複写サービスを提供するに関し、機械に対して乙が適切な操作方法を指導するとともに、機械が正常な状態で稼働し得るように保守を行い、機械に必要な消耗品等(用紙及びステープル針を除く。以下同じ)を円滑に供給すること、並びに甲がこれに対して複写サービス料金を乙に支払うことに関することを約定することを目的とする。

(機械および設置場所)

第2条 機械及び機械の設置場所は仕様書のとおりとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

2 契約期間中における各年度の3月31日までに甲又は乙から契約を解約する等の通告がないときは、同一の契約条件のもと各年度における予算の範囲内で契約を継続することができる。

(複写サービス料金)

第4条 複写サービス料金は消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)抜きで、
1 複写当たり__円__銭とする。

(複写サービス料金の請求)

第5条 乙は、毎月末において甲の係員の確認を受けて、複写サービス数量を算出し、複写サービス料金及び消費税等を甲に請求する。

2 乙が請求する消費税等の額は、この契約に基づき乙が発行する請求書に記載する複写サービス料金の合計金額に法令所定の税率を乗じて得た金額(円未満は切捨て)とする。

(複写サービス料金の支払)

第6条 甲は乙から前条各項の規程による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

2 甲は自己の責に帰すべき事由により保守および消耗品等代金の支払を遅延した場合、乙に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率で計算した遅延利息を加算して支払う。

(機械の保守)

第7条 乙は機械を甲が正常な状態で使用できるように、技術員を設置場所に派遣して点検・調整を行わなければならない。

2 機械が故障した場合、甲の請求により、仕様書に基づき乙は直ちに技術員を設置場所に派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

3 乙の作業の実施は、乙所定の営業時間内に行う。

(消耗品等の交換)

第8条 ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体及びデベロッパーは乙の技術員の点検または甲の通知によりコピー品質維持のため乙が必要と認めた場合、乙はこれを交換する。

(機械及び消耗品等の所有権)

第9条 機械及び消耗品等の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。

2 甲は、機械及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を毀損してはならない。

3 甲は、機械の現状を変更するような行為並びに乙が供給する消耗品等を他に流用してはならない。

(設置場所の変更)

第10条 甲は、第2条に定める機械の設置場所を契約期間中に変更する場合は、予め乙に通知し、乙が機械の移動を実施する。

2 乙は前項の規定により機械を移動したときは、それに要する費用を甲に請求することができる。

(保険)

第11条 乙は機械につき、乙の費用で動産保険を付保する。

(損害賠償)

第12条 乙は甲が故意又は重過失によって機械に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規程に拘らず乙は甲に請求しない。

(機密の保持)

第13条 乙は保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の機密を、外部に漏らしたり又は他の目的に利用してはならない。

(料金改定)

第14条 この契約期間中においては、料金改定を行わない。ただし、法令の制定、公租公課の増減、物価の著しい変動等により複写サービス料金を改定する必要がある場合、甲が真にやむを得ないと認めたときに限り甲乙協議する。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しく

は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあつては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（談合等不正行為があつた場合の解除等）

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）

第17条 乙が、第15条第2項並びに前条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団等による不当介入があつた場合の届出義務）

第18条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(その他)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは甲と乙とが協議して定める。

この契約の証として本書 2 通を作成して、甲乙記名捺印の上各 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 群馬県前橋市亀里町 884-1
群馬県立群馬産業技術センター
所 長 ○○ ○○

乙 _____

